

「上場手数料及び年賦課金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 上場手数料及び年賦課金等に関する規則の一部改正新旧対照表……………	1
2. 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の 取扱いの一部改正新旧対照表……………	3
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の 一部改正新旧対照表……………	4

上場手数料及び年賦課金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(T D n e t 利用料) 第 4 条 本所単独上場会社並びに本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所以外の金融商品取引所に上場している会社は、T D n e t 利用料として年額<u>1 5 万円</u>を納入するものとする。 付 則 1 この改正規定は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。	(T D n e t 利用料) 第 4 条 本所単独上場会社並びに本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所以外の金融商品取引所に上場している会社は、T D n e t 利用料として年額<u>1 2 万円</u>を納入するものとする。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条関係） 上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.（1）本文の規定はこの10. に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.（5）の規定はこの10. に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。 （1）～（3） （略） <u>（4）TDnet利用料</u> <u>上場手数料及び年賦課金のほか、本所単独並びに本所及び東京証券取引所又は名古屋証券取引所以外の金融商品取引所に上場している不動産投資信託証券の発行者は、TDnet利用料として年額15万円を納入するものとする。</u> <u>a TDnet利用料については、次の（a）～（c）に定めるところによるものとする。</u> <u>（a）TDnet利用料の計算は、4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（b）TDnet利用料は、年2回に分けて、8月末日と翌年2月末日までにおのおの半額を納入するものとする。</u> <u>（c）（a）の規定にかかわらず、TDnet利用料は、以下に定める場合に該当した場合は、月割りで按分するものとし、対象とする期間はそれぞれに定める期間とする。</u> <u>イ 新規上場申請者に係るTDnet利用料は新規上場した日を含む月からその対象とする。</u>	10. 上場手数料及び年賦課金の取扱い（不動産投信特例第14条関係） 上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。この場合において、3.（1）本文の規定はこの10. に規定する「純資産総額」の算定において使用する各資産の額について、3.（5）の規定はこの10. に規定する「純資産総額」について、それぞれ準用する。 （1）～（3） （略） （新設）

ロ <u>上場廃止が決定した不動産投資信託証券に係るT D n e t 利用料は上場廃止をする日を含む月までをその対象とする。</u> ハ <u>東京証券取引所又は名古屋証券取引所と重複して上場することとなった不動産投資信託証券に係るT D n e t 利用料は重複して上場する日を含む月までその対象とする。</u>	
<u>(5)</u> (略) 付 則 1 この改正規定は、令和9年10月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和9年10月1日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。	<u>(4)</u> (略)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
別表 1 上場に関する料金 (略) (注 1) ・ (注 2) (略) (注 3) <u>本所単独上場会社並びに本所及び東京証券取引所以外の金融商品取引所に上場している上場会社は、該当金額に T D n e t 利用料 1 5 万円を加算した金額を年間上場料として支払う。</u> (注 4) ～ (注 7) (略) 付 則 1 この改正規定は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、T D n e t の稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。	別表 1 上場に関する料金 (略) (注 1) ・ (注 2) (略) (注 3) 上場会社は、該当金額に T D n e t 利用料 <u>1 2 万円</u>を加算した金額を年間上場料として支払う。 (注 4) ～ (注 7) (略)